



土技第 1257 号  
平成 24 年 3 月 28 日

沖縄県関係部局長  
(担当課長)  
市町村長  
(建設担当課長) 殿

沖縄県土木建築部長  
(公印省略)

アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について (参考通知)

アスファルト舗装版切断時に発生する濁水の処理については、平成 23 年 11 月 21 日付土技第 850 号「アスファルト切断汚濁水の適正処理に関する取扱いについて」により暫定的に参考通知しておりましたが、沖縄県土木建築部内における取扱基準を下記のとおり定めたので、改めて参考通知します。

#### 記

#### 1 処理について

アスファルト舗装版切断時に発生する濁水は、産業廃棄物(汚泥)として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。）」に基づき適正に処理することとする。

#### 2 適用範囲

本通知は、平成 24 年 4 月 1 日以降、沖縄県土木建築部が予算執行伺いを決裁を行う工事から適用する。なお既契約済み工事においても対応可能なものについて適用する。

#### 3 積算について

- ・濁水(汚泥)の回収・運搬・処理に要する費用は必要に応じて計上するものとする。
- ・処理数量等の確認については、マニフェスト等により確認を行うこと。

#### 4 その他

処理及び積算における詳細な取扱基準は(別紙)により定めるものとする。

(別紙)

## 取 扱 基 準

### 1 アスファルト舗装版切断時に発生する濁水の処理について

発生する濁水は「汚泥」として、廃掃法に基づき適正に処理する。

#### ①回収方法

濁水（汚泥）を回収する機能を有するカッター機械による回収、工業用掃除機による回収、濁水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて回収する方法などがあり、直接現場外に排水することなく適正に回収すること。

#### ②保管について（保健所への届出）

・産業廃棄物を保管するときには、産業廃棄物保管基準(\*)に従う必要がある。

(\*)廃掃法施行令第6条に基づく

・元請け業者（排出事業者）は、現場外（事業場外）で自ら産業廃棄物の保管を行おうとするときには、あらかじめ保健所に届出を行う必要がある。ただし、保管する廃棄物が、建設工事から発生し現場外（事業場外）で保管、保管面積が300m<sup>2</sup>以上の場合（原則、囲いで覆われた面積）。

#### ③処理方法

・回収した濁水は、産業廃棄物処理基準(\*)に従って適正処理を行う。

(\*)廃掃法施行令第6条に基づく

・回収した濁水（汚泥）は、元請け業者または、元請け業者が委託契約した収集運搬業者による産業廃棄物処理場への処分とする。

(処理例) 元請け業者 → 処分業者（中間処理）

元請け業者 → 収集運搬業者 → 処分業者（中間処理）

・濁水の処理を元請け業者が処理業者に委託する際には、産業廃棄物委託基準(\*)に従って適正処理を行う。(\*)廃掃法施行令第6条の2に基づく

・上記の処理過程で、廃棄物を委託業者に引き渡す際にマニフェストの発行が行われる。

・回収に使用したスポンジ等が廃棄物になった場合も産業廃棄物処理基準に従って適正処理を行う。

### 2 舗装版切断に発生する濁水の回収・運搬・処理に要する費用の積算について

発生する濁水（汚泥）の回収・運搬・処分に要する費用は必要に応じて計上するものとする。積算にあたっては、運搬費と処分費の合計が最も経済的になるよう留意すること。

### ①回収費についての積算

施工単価については、見積もり等により決定するものとする。

回収する濁水（汚泥）の量は、現場の諸条件により処理量の変動するため、現場施工後に提出されるマニフェスト等により実数量を確認し精算変更をすることを原則とする。また、当初設計においては下記の濁水量算定式により算出し計上するものとする。

・濁水量算定式

$$V = 0.023 \times t \times L$$

V：発生する濁水量（m<sup>3</sup>）（設計単位は小数点第1位未満四捨五入とする。）

t：舗装版切断深さ（m）

L：舗装版切断延長（m）

### ②運搬費についての積算

積算基準書Ⅱ-3-⑩-1「泥水運搬工」によるものとする。なお、本歩掛によりがたい場合は別途考慮するものとする。

### ③処理費についての積算

「建設廃棄物実態調査報告書」または、見積もりにより受入料金を計上するものとする。

### 3 特記仕様書記載について

本通知を適用する工事においては、下記の記載例を参考に特記仕様書に記載するものとする。

#### 特記仕様書記載例

発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年〇月〇日土技第〇〇〇号）」に基づき適正に処理すること。